

# 令和2年度小規模企業経営力向上事業費補助金

(新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた小規模企業向け)

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた企業に対する要件緩和措置等を設けました！

## 補助対象者

小規模企業

＜新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた企業に対する要件緩和＞  
新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、前年同月比10%以上減少した小規模企業においては、過去に経営革新計画の承認を受けた企業及び当該小規模企業経営力向上事業費補助金を受けて事業を実施した企業であっても申請が可能です。



新型コロナウイルス感染症の影響下において、  
新たなビジネスモデルに挑戦する  
小規模企業を応援します！

## 補助対象事業

以下の要件のすべてを満たすもの

- 1 自社がこれまでに行ったことがないもの又は既存のものを大幅に改善するもの
- 2 新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの
- 3 経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの

＜取組の例（非接触・遠隔等の新たなビジネスモデルへの挑戦など）＞

業種	具体例
サービス業	・ アプリを活用したデリバリー営業の展開に向けた機材・什器の整備、メニュー表作成 など
小売業	・ 地元野菜を使った商品の開発及びネット販売に向けたシステム構築、パッケージのデザイン など
製造業	・ スタッフ部門におけるリモートワークの導入 など

## 補助の内容

- ・補助率 2/3 以内
- ・限度額 50万円(概算払も可)
- ・対象経費 開発費、機械装置等費(ITソフトウェア含む)、広報費、委託費ほか
- ・その他 売上高が50%以上減少している場合、審査時の加点措置あり

## 申請手続

- ・申請期間 3次募集 **令和2年8月3日(月)～9月23日(水)**  
(受付は平日に限ります)
- ・申請方法 所定の申請書類を持参又は郵送(申請期間最終日の消印有効)
- ・申請先 最寄りの商工会・商工会議所

補助対象となる小規模企業（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業）

常時使用する従業員数が次のとおりであるもの

- ①製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業、娯楽業）、その他の業種（②を除く。）：20人以下
- ②卸売業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く。）、小売業：5人以下

申請・問合せ

最寄りの商工会・商工会議所

静岡県経済産業部商工業局経営支援課

電話：054-221-2807